監 査 報 告 書

令和 8 年 5 月 14 日

熊本県知事 木村 敬 様

監事 真野円理

監事 渡邉猪夫

私たちは、社会福祉事業法第40条の規定に基づき、社会福祉法人 蘇南会の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における理事の業執行の状況及び財産の状況について監査を行い、その結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

（1） 業務監査のため、理事及びその業務執行部門からの業務の報告の聴取、理事会議事録の重要書類の閲覧、その他必要と認めた方法を用いての業務執行の妥当性を検討した。

（2） 会計監査のため、令和8年5月14日理事長から提出された事業報告書、財産目録、貸借対照表（決算附属明細表を含む）、及び収支計算書及び事業活動計算書について、帳簿書類の閲覧及び照合、理事並びに関係部門からの報告の聴取、その他必要と認めた方法を用いて決算書類の正確性を調査した。

2 監査意見

（1） 理事の業務執行は、法令及び定款に従い、適法に行われており、指摘すべき不正の事実はないと認める。

（2） 事業報告書は、真実であり、事業の経過その他本会状況を正しく示しているものと認める。

（3） 財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業活動計算書は正確であり、法令及び定款に従い、本会の財産の状況及び収支の状況を正しく示しているものと認める。

以 上